

6月26日鶴岡市障害者施策推進協議会

鶴岡市障害者差別解消推進条例（仮称）についての協議内容及び検討結果について

	項目	内容	事務局 当日の回答	その後の検討結果など
意見	3年後の見直しについて	見直しについて3年後1度見直すだけではなくて、進めるにあたって評価をし、チェックしてほしい。	ご意見のとおり、施策の評価は随時行っていく方針。	
質問	3年後の見直しについて	条例は簡単に改正できないと認識しているが、3年で見直すというのはなじまないのではないか。	国の法律も障害福祉施策等も見直しをしており、時代にあった条例の在り方を見直す方針。	3年という区切りではなく、「社会情勢の変化等を勘案し」見直す方針に修正。 検討条項を条例に規定することについて、本市では例がないため、条例に入れるかどうかについては、なお検討が必要。
質問	条例の対象者について	一時的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受けている人も入れるのか。	検討する。	条例案のとおり。 ※「継続的に制限を受ける人を対象とする。一時的な制限がある人（例えばけが人）まで対象は広げない。
質問	「事業者と市民の責務」について	「事業者と市民」は、市民と事業所を並列で義務を課すのか。	検討する。	条例案のとおり。 ※並列で義務を課す条文にしている。
意見	「障害者及び支援者の役割」について	「合理的な配慮が必要なときは、配慮の内容について伝えるよう努める」とあるが、伝えられた人はどうすればいいのか、条文に盛り込んだほうがよい。	検討する。	条文には盛り込まない。 「合理的配慮」について、具体例を示すリーフレット等を作成するなど、障害福祉施策における広報啓発事業で対応するようにしたい。
質問	罰則規定について	市の条例には、指導、勧告等の罰則については、設けないのか。	市民の理解が深まったかどうか判断した上で、規定するかを判断したい。	
その他	パブリックコメントについて	市広報で、パブリックコメントの募集について広報するようにしてほしい。	12月号広報でパブリックコメント募集を行う方針。 12月号の予定。	

